

林務関係森林整備工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>第1章 総則</p> <p>第101条 適用 (省略)</p> <p>第102条 用語の定義</p> <p>1～23 (省略)</p> <p>24 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の伝達物をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名したものを有効とする。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏または名を記すだけでもよいものとする。</p> <p>25～43 (省略)</p> <p>44 情報共有システムとは、監督員及び請負者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。情報共有システムの利用にあたっては「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づき実施すること。</p> <p>なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>請負者は、監督員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合は、これに協力しなければならない。</p> <p>第103条 設計図書の照査等</p> <p>1 請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、標準仕様書等市販・公開されているものについては、請負者が備えなければならない。</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>第104条～107条 (省略)</p> <p>第108条 工事用地等の使用</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 設計図書において請負者が確保するものとされる用地及び工事の施工上請負者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上請負者が必要とする用地とは、営繕用地（請負者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら請負者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p>3～4 (省略)</p> <p>第109条～110条 (省略)</p> <p>第111条 施工体制台帳</p> <p>1 請負者は、工事を施工するために締結した下請負契約がある場合、施工体制台帳（林務関係工事標準仕様書参考資料（以下「参考資料」）という。）を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。なお、施工体制台帳等は、原</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第101条 適用 (省略)</p> <p>第102条 用語の定義</p> <p>1～23 (省略)</p> <p>24 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、記名したものを有効とする。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏または名を記すだけでもよいものとする。</p> <p>25～43 (省略)</p> <p>44 (新設)</p> <p>第103条 設計図書の照査等</p> <p>1 請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、標準仕様書等市販・公開されているものについては、請負者が備えなければならない。</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>第104条～107条 (省略)</p> <p>第108条 工事用地等の使用</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 設計図書において請負者が確保するものとされる用地及び工事の施工上請負者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上請負者が必要とする用地とは、営繕用地（請負者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら請負者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p>3～4 (省略)</p> <p>第109条～110条 (省略)</p> <p>第111条 施工体制台帳</p> <p>1 請負者は、工事を施工するために締結した下請負契約がある場合、施工体制台帳（林務関係工事標準仕様書参考資料（以下「参考資料」）という。）を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p>	

林務関係森林整備工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>則として、電子データで作成・提出するものとする。</p> <p>2 請負者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、下請負契約の請負代金額に関わらず、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図（参考資料）を作成し、その写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述することとする。ただし、詳細になりすぎないように留意する。</p> <p>なお、施工体系図提出毎の施工計画書の変更は必要ないものとする。</p> <p>3 （省略）</p> <p>第112条～113条（省略）</p> <p>第114条 工事の一時中止</p> <p>1～2（省略）</p> <p>3 前2項の場合において、請負者は工事を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、協議するものとする。また、請負者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>第115条～125条（省略）</p> <p>第126条 履行報告</p> <p>請負者は、契約書第12条の規定に基づき、前月までの履行状況を、毎月5日までに実施工程表により、監督員に報告しなければならない。</p> <p>なお、報告は、工事着手の月から工事完了月の前月までとする。</p> <p>第127条（省略）</p> <p>第128条 工事中の安全確保</p> <p>1 請負者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）、「森林土木工事安全施工技術指針」（林野庁森林整備部長通達、平成15年3月27日）及び「建設機械施工安全技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達平成17年3月31日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p> <p>2～9（省略）</p> <p>10 請負者は、工事着手後、作業員全員（下請負者があればその作業員も含む）の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等（以下「安全訓練等」という。）を実施しなければならない。</p> <p>なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することもできる。ただし、工程や作業内容によって下請負者が現場に入らない月においては、その月の安全訓練等への参加は不要とする。</p> <p>(1)～(6)（省略）</p> <p>11～12（省略）</p> <p>13 請負者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を次の各号の</p>	<p>2 請負者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、下請負契約の請負代金額に関わらず、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図（参考資料）を作成し、その写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述することとする。ただし、詳細になりすぎないように留意する。</p> <p>3（省略）</p> <p>第112条～113条（省略）</p> <p>第114条 工事の一時中止</p> <p>1～2（省略）</p> <p>3 前2項の場合において、請負者は工事を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、請負者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>第115条～125条（省略）</p> <p>第126条 履行報告</p> <p>請負者は、契約書第12条の規定に基づき、前月までの履行状況を、毎月5日までに実施工程表により、監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、提出は、工事完了月の前月までとする。</p> <p>第127条（省略）</p> <p>第128条 工事中の安全確保</p> <p>1 請負者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月）、「森林土木工事安全施工技術指針」（林野庁森林整備部長通達、平成15年3月27日）及び「建設機械施工安全技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達平成17年3月31日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p> <p>2～9（省略）</p> <p>10 請負者は、工事着手後、作業員全員（下請負者があればその作業員も含む）の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等（以下「安全訓練等」という。）を実施しなければならない。</p> <p>ただし、工程や作業内容によって下請負者が現場に入らない月においては、その月の安全訓練等への参加は不要とする。</p> <p>(1)～(6)（省略）</p> <p>11～12（省略）</p> <p>13 請負者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を次の各号の</p>	

林務関係森林整備工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>とおりに作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(1) 工事期間中の月別安全訓練等実施全体計画</p> <p>(2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 月別の安全訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目 2) 資機材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法 3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法 4) KY (危険予知活動) やTBM (ツールボックスミーティング) 等の安全活動及び新規入場者教育の方法 5) 場内整理整頓の実施 <p>14～27 (省略)</p> <p>28 (削除)</p> <p>28 請負者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材置き場、資材運搬経路等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現場調査 (場所、種類、高さ等) 及び管理者の確認を行い、その調査結果について、支障物件の有無にかかわらず監督員へ報告しなければならない。</p> <p>29 請負者は、伐木等作業の際には、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン (平成27年12月7日付け基発1207第3号)」及び「かかり木処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン (平成14年3月28日付け基安安発第0328001号)」を遵守すること。</p> <p>第129条～133条 (省略)</p> <p>第134条 交通安全管理</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」 (内閣府・国土交通省令第1号、令和2年3月改正)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」 (建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」 (国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日) 及び「道路工事保安設備設置基準」 (愛知県建設部、平成30年3月) に基づき安全対策を講じなければならない。</p> <p>5～11 (省略)</p> <p>12 請負者は、道路工事保安施設設置基準 (案) により設置する保安灯のうち、電源に商用電力を用いるものにあつては停電等に対処するために乾電池式又は蓄電池式保安灯を併用しなければならない。</p> <p>13～15 (省略)</p>	<p>とおりに作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(1) 工事期間中の月別安全訓練等実施全体計画</p> <p>(2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 月別の安全訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目 2) 資材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法 3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法 4) KY (危険予知活動) やTBM (ツールボックスミーティング) 等の安全活動及び新規入場者教育の方法 5) 場内整理整頓の実施 <p>14～27 (省略)</p> <p>28 請負者は、工事中における作業員の労働災害防止を図るため昼休みを除いた午前・午後の各々の中間に15分程度の休憩を実施するものとし、施工計画書に具体的時間を記載しなければならない。2</p> <p>また、作業開始前に作業員に対し安全に関する指導を行わなければならない。</p> <p>29 請負者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材置き場、資材運搬経路等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現場調査 (場所、種類、高さ等) を行い、その調査結果について、支障物件の有無にかかわらず監督員へ報告しなければならない。</p> <p>30 請負者は、伐木等作業の際には、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン (平成27年12月7日付け基発1207第3号)」及び「かかり木処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン (平成14年3月28日付け基安安発第0328001号)」を遵守すること。</p> <p>第129条～133条 (省略)</p> <p>第134条 交通安全管理</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」 (内閣府・国土交通省令第5号、平成30年12月改正)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」 (建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」 (国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日) 及び「道路工事保安設備設置基準」 (愛知県建設部、平成30年3月) に基づき安全対策を講じなければならない。</p> <p>5～11 (省略)</p> <p>12 請負者は、道路工事保安施設設置基準 (案) により設置する保安灯のうち、電源に商用電力を用いるものにあつては停電等に対処するために乾電池式保安灯を併用しなければならない。</p> <p>13～15 (省略)</p>	

林務関係森林整備工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>第135条～139条 (省略)</p> <p>第140条 提出書類</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 請負者は、地質データ、試験結果等については、林務関係事業調査・測量・設計等業務標準仕様書の第 1119 条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。</p> <p>第141条～149条 (省略)</p>	<p>第135条～139条 (省略)</p> <p>第140条 提出書類</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 (新設)</p> <p>第141条～149条 (省略)</p>	
<p>第2章～第7章 (省略)</p>	<p>第2章～第7章 (省略)</p>	